

令和5年度

第1回定期監査
結果報告書

印西市監査委員

目 次

1	監査内容	1
2	監査方法	1
3	監査概要	2
4	監査結果	9
5	意見	9
6	むすび	11

<資料>

I.	監査対象公用車一覧	13
II.	印西市庁用車管理規則	15

凡 例

- ※ 比率(%)は、原則として小数点第2位を四捨五入して表示しました。
- ※ 構成比率(%)は、四捨五入のうえ表示しているため、合計が100とならない場合があります。

第 1 回定期監査

1 監査内容

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査

(2) 監査の範囲

令和 4 年度及び令和 5 年度（令和 5 年 7 月 31 日まで）に執行された公用車の使用、管理及び安全対策に係る財務を中心とした事務事業等。（D X 推進課が管理し、共同使用を目的とする車両に限る。）

(3) 監査の目的

本市では、公務遂行のため、本庁舎及び出先機関が多くの公用車を保有し、管理運用している。一方、公用車の取得及び維持管理には、様々なコストがかかっている。さらに、安全管理の面からは、公用車の使用は公務中の交通事故発生というリスクを併せ持つこととなる。

これらの状況を踏まえ、公用車の管理状況及び安全対策の現状について把握し、それらが適切かつ効果的、効率的に実施されているかを監査の目的とする。

(4) 監査の対象部局

総務部 D X 推進課

(5) 監査実施日

令和 5 年 10 月 3 日（火）

(6) 監査の実施場所

印西市役所 2 階 監査委員室及び庁舎西側駐車場

2 監査方法

(1) 主な実施内容

印西市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第 2 条第 14 項から第 16 項までの規定の趣旨に沿ってなされているかについて、D X 推進課から監査資料及び関係書類の提出を求め審査するとともに、現地調査及び関係職員のヒアリングを実施した。

(2) 監査の着眼点

- ・公用車の計画的な取得及び車両更新が行われているか。
- ・公用車の保有・運行管理状況は適切なものとなっているか。
- ・公用車は効率的に使用されているか。
- ・公用車の定期点検・整備等は法令に従い、適切な維持管理が行われているか。
- ・公用車における事故防止・安全運行対策の取組は適切に行われているか。
- ・自動車等管理台帳及び公用車の経費に関する内容は適正か。
- ・その他監査委員が必要と認める事項等。

3 監査概要

(1) 公用車の保有状況

(令和5年7月31日現在)

会計	所属	種別	台数 (台)
一般会計	D X推進課	共用車	44
		貸出車両	5
		市有バス	3
	各課	専用車両（本庁舎）	40
		専用車両（出先機関等）	55
	社会福祉課	日赤車	1
	防災課	消防車両(消防団)	45
	学務課	幼稚園バス	5
介護保険特別会計	高齢者福祉課	専用車両	2
水道事業会計	水道課	専用車両	6
下水道事業会計	下水道課	専用車両	2
合計			208

本市が、令和5年7月31日現在で保有している公用車は208台である。そのうちD X推進課が管理し、共同使用を目的とする監査対象公用車は44台（21.2%）である。

(2) 監査対象公用車の使用及び管理状況

①稼働状況（44台分）

令和5年度（令和5年4月1日から7月31日まで）における稼働状況は、次のとおりである。

監査対象公用車台数 (台)	平均稼働日数 A (日)	平均開庁日数 B (日)	平均稼働率 A/B (%)
44	61	82	74.4

監査対象公用車44台の平均稼働日数は61日であり、平均稼働率は74.4%である。

②稼働状況（車種別）

令和5年度（令和5年4月1日から7月31日まで）における車種別の稼働状況は、次のとおりである。

区分 車種 (台数)	平均稼働日数 A (日)	平均開庁日数 B (日)	平均稼働率 A/B (%)
軽乗用 (11台)	75	82	91.5
小型乗用 (19台)	63	82	76.8
普通乗用 (3台)	71	82	86.6
軽貨物 (1台)	60	82	73.2
小型貨物 (9台)	44	82	53.7
普通貨物 (1台)	12	82	14.6

※車種区分の定義（道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則に基づく）

車種別の平均稼働率は、軽乗用が91.5%で最も高く、続いて普通乗用が86.6%、小型乗用が76.8%となっている。

③車種別の経過年数の状況

(単位：台)

経過年数 車種	3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 9年未満	9年以上 12年未満	12年以上 15年未満	15年以上	合計
軽乗用	2	0	3	1	4	1	11
小型乗用	1	3	8	4	3	0	19
普通乗用	0	0	0	1	2	0	3
軽貨物	0	0	1	0	0	0	1
小型貨物	0	2	2	0	0	5	9
普通貨物	0	0	0	0	0	1	1
合計	3	5	14	6	9	7	44

車種別における経過年数の状況は、15年以上を経過した車両は7台(15.9%)であり、小型貨物が5台で最も多く、続いて軽乗用及び普通貨物が1台となっている。

また、15年未満の車両は37台(84.1%)であり、小型乗用が19台で最も多く、続いて軽乗用が10台、小型貨物が4台となっている。なお、3年未満の車両は3台である。

④経過年数別の総走行距離の状況

(単位：台)

総走行距離 経過年数	2万km未満	2万km以上 4万km未満	4万km以上 6万km未満	6万km以上 8万km未満	8万km以上 10万km未満	10万km以上	合計
3年未満	3	0	0	0	0	0	3
3年以上 6年未満	1	4	0	0	0	0	5
6年以上 9年未満	0	3	10	0	0	1	14
9年以上 12年未満	0	0	0	3	2	1	6
12年以上 15年未満	0	0	0	2	4	3	9
15年以上	0	0	2	0	1	4	7
合計	4	7	12	5	7	9	44

総走行距離が10万km以上の車両は9台(20.5%)であり、経過年数が15年以上の車両は7台(15.9%)である。

また、総走行距離が10万km以上かつ経過年数が15年以上の車両は4台(9.1%)となっている。

⑤車種別の総走行距離の状況

(単位：台)

総走行距離 車種	2 万km 未満	2 万km 以上 4 万km 未満	4 万km 以上 6 万km 未満	6 万km 以上 8 万km 未満	8 万km 以上 1 0 万km 未満	1 0 万km 以上	合計
軽乗用	2	0	4	1	2	2	11
小型乗用	1	3	7	3	3	2	19
普通乗用	0	0	0	1	1	1	3
軽貨物	0	1	0	0	0	0	1
小型貨物	1	3	1	0	0	4	9
普通貨物	0	0	0	0	1	0	1
合計	4	7	12	5	7	9	44

総走行距離 1 0 万km未満の 3 5 台 (79.5%) のうち、小型乗用が 1 7 台で最も多く、続いて軽乗用が 9 台、小型貨物が 5 台となっている。

1 0 万km以上の 9 台 (20.5%) のうち、小型貨物が 4 台で最も多く、続いて軽乗用及び小型乗用が 2 台、普通乗用が 1 台であった。なお、軽貨物及び普通貨物については、1 0 万km以上の車両はなかった。

⑥車種別の 1 台当たりの走行距離の状況

令和5年度 (令和5年 4 月 1 日から7月31日まで) における車種別の 1 台当たりの走行距離の状況は、次のとおりである。

区分 車種	台数 (台)	当期走行距離 (km)	1 台当たり 平均走行距離 (km)	平均開庁日数 (日)	1 台当たり 1 日 平均走行距離 (km)
軽乗用	11	23, 103	2, 100	82	25. 6
小型乗用	19	41, 771	2, 198	82	26. 8
普通乗用	3	7, 451	2, 484	82	30. 3
軽貨物	1	2, 272	2, 272	82	27. 7
小型貨物	9	15, 521	1, 725	82	21. 0
普通貨物	1	511	511	82	6. 2

車種別における 1 台当たりの 1 日平均走行距離は、普通乗用が 30. 3 kmで最も長く、次いで軽貨物が 27. 7 km、小型乗用が 26. 8 kmとなっている。

⑦車種別の維持管理費の状況

監査対象公用車については、総務部DX推進課が必要な経費を支出している。

維持管理費の主なものは、継続検査（車検）費・定期点検費、保険料、燃料費、修繕料及び公課費等である。

令和5年度（令和5年4月1日から7月31日まで）に監査対象公用車の維持管理のために支出した経費の内容及び金額は、次のとおりである。

（単位：円、台）

区分 車種	継続検査 （車検）費・ 定期点検費	保険料 （自賠責保険 ・任意保険）	燃料費	修繕料 （修理代・そ の他修繕費）	公課費	経費合計 A	台数 B	平均経費 A／B
軽乗用	0	125,090	257,114	55,660	0	437,864	11	39,806
小型乗用	0	279,270	536,713	9,680	0	825,663	19	43,456
普通乗用	160,795	82,970	57,923	0	30,000	331,688	3	110,563
軽貨物	0	12,080	30,252	0	0	42,332	1	42,332
小型貨物	173,063	172,240	280,520	93,302	30,300	749,425	9	83,269
普通貨物	48,400	20,450	11,497	59,356	0	139,703	1	139,703
合計	382,258	692,100	1,174,019	217,998	60,300	2,526,675	44	57,424

※消耗品費は含まれていない。

1 台当たりの平均経費は 57,424 円であり、普通貨物の 139,703 円が最も高くなっている。

(3) 安全対策

①安全運転管理者等の選任状況

安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任は、道路交通法及び同法施行規則により定められている。市長が定められた台数以上の自動車の使用の本拠ごとに安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任している。

安全運転管理者は、施行規則第 9 条の 10 各号に掲げる事項を処理し、副安全運転管理者は、安全運転管理者の指示に従い、安全運転管理者の業務を補助する。

令和 5 年 7 月 31 日現在、本市における安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任状況は、次のとおりである。

(単位：人)

自動車の使用の本拠	安全運転管理者	副安全運転管理者
印西市役所 本庁舎	1	4
印西市役所 印旛支所	1	0
印西市役所 本埜支所	1	0
合計	3	4

※安全運転管理者の選任要件：（道路交通法第74条の3及び道路交通法施行規則第9条の8に基づく）
自動車 5 台以上（乗車定員 11 人以上の自動車は 1 台以上）を保有している施設に 1 人

※副安全運転管理者の選任要件：（道路交通法第74条の3及び道路交通法施行規則第9条の8に基づく）
自動車 20 台以上を保有している施設で、20 台ごとに 1 人

②総括管理者及び運行管理者の選任状況

本市では「印西市庁用車管理規則」により、総括管理者及び運行管理者を置くことを定めている。総括管理者は、自動車等の管理を計画的かつ適正に行うため、管財担当部長（総務部長）が充てられている。また、運行管理者は自動車等の安全運行を適切に行うため、共用車にあつてはDX推進課長、専用車にあつてはその管理を行う課等の長が充てられている。

③車両の点検及び整備状況

すべての公用車については、運行前点検表と運転日誌が整備されており、点検等についても記録されている。

【日常点検】

公用車を使用する際は、免許証の携帯や体調の確認、運行前にブレーキランプ、ウインカー、ボディ、タイヤ等の点検を行っている。また、運行後には、運転日誌で車両の状況を確認し、損傷等があった場合は損傷確認表により報告している。

【法定点検】

継続検査（車検）及び定期点検は、市内の自動車整備事業者から選定し、依頼して行っている。車検及び定期点検の実施時期については、表計算ソフトにより作成した車検点検一覧表を基に点検予定日を設定し、実施時期の管理を行っている。

④事故の発生状況

令和4年度から令和5年7月31日までににおける事故の発生件数は、次のとおりである。

(単位：件)

事故の概要 \ 年度別件数	令和4年度	令和5年度 (令和5年7月31日まで)
人身事故	0	0
物損事故	3	2
自損事故	1	1
被害事故	0	0
合計	4	3

事故件数は令和4年度は4件、令和5年度（令和5年7月31日まで）は3件となっており、人身事故は発生していない。

主な事故は物損事故であり、次いで自損事故という状況である。

⑤事故防止及び安全運転に係る職場研修の実施状況

人事課にて新規採用職員に対し、安全運転適性検査と安全運転実技指導に関する研修を受講させている。

また、不定期ではあるが、実際にあった公用車の事故事例を各課連絡により周知し、職員の事故防止と安全運転の励行を意識づけている。

⑥ドライブレコーダー及びアルコール検知器の設置状況

ドライブレコーダーは、監査対象公用車全台に設置されており、装着率100%である。

アルコール検知器は、DX推進課に2台、印旛支所に1台、本埜支所に1台設置されており、公用車の鍵の借用時及び返却の際にアルコールチェックを行い、検査結果のレシートを持ってDX推進課又は各課長等による確認を実施している。

4 監査結果

監査の対象とした令和4年度から令和5年度（令和5年7月31日まで）の公用車の使用、管理及び安全対策に係る財務を中心とした事務事業（DX推進課が管理し、共同使用を目的とする車両に限る。）について、監査の着眼点に則し調査及び検証を行った結果、おおむね適正であると認められた。

なお、監査における指摘事項、注意事項、指導事項に該当するものはなかった。

【監査結果の処理区分及び基準】

区分	基準
指摘事項	・法令等の重大な違反や不正行為があった場合、その他著しく適性を欠くと認められる場合 ・経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合
注意事項	・法令等の違反があった場合、その他適性を欠くと認められる場合 ・経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合
指導事項	・事務処理等について適性を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合 ・事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合

5 意見

（1）公用車の更新について

DX推進課では、車両購入から15年又は累計走行距離10万kmを超えた車両を更新の対象としている。

購入から15年を経過、かつ走行距離10万kmを超えている車両を継続保有している事例があった。

年度内の更新予定があるとのことだが、使用年数や走行距離が長くなることに伴い、不具合発生リスクも高くなると想定されることから、維持管理等に関するコストや安全性の確保、環境への負荷等を十分に検討し、適切な時期の更新に留意されたい。

（2）公用車の効率的な使用について

庁内情報システム内の予約管理システムにより、公用車の予約と使用状況を全庁的に共有し、公用車を効率的に使用できるようにしている。

しかしながら、予約を入れた後に不要となっても、システム上で取消を行わない限り他の所属は公用車を使用することができない。

各課においても予約をした後、使用しないことが明らかになった時点で適切

に取消を行い、必要な所属が集中管理車両を効率的に使用できるよう努められたい。

(3) 公用車の適正な保有について

稼働率が低く、年間走行距離が少ない貨物車両については、維持管理コストも勘案し、保有台数が適正かどうか検討されたい。また、業務上の理由により保有台数の見直しが難しいのであれば、稼働率が低く状態の良い貨物車両については、稼働率の高い部署への配置変えを検討されたい。

(4) 運行前点検について

現在保有している車両は、ガソリン・ディーゼル車のほかハイブリッド車もあり、最新のパワーユニットや搭載される安全装備等によっては、運行前に点検すべき項目は変わってきている。運行前点検表の「点検内容」を見直し、最新の様式に更新されたい。

また、「前日の運行での異常箇所」があった場合の申し送りや引き継ぎ方法について検討されたい。

さらに、運行前点検表の点検内容に一部チェック漏れが見られたので、善処していただきたい。

(5) 運転免許証の有効期限等の確認について

現在、職員の運転免許証の有効期限等の定期的な確認は行われていない状態である。

公用車の運転が必要な職員に対する安全運転管理者または運行管理者による定期的な運転免許証の有効期限等の確認方法について検討されたい。

(6) 安全運転への取組について

安全運転管理者が中心となり、職員に対して安全運転に関する注意喚起や啓発活動を行っているほか、新規採用職員に対しては安全運転等に関する研修受講を実施している。

しかしながら、物損事故と自損事故は毎年発生していることから、引き続き事故防止に向け効果的な取り組みをされたい。

(7) 装備品について

現在、冬季の運用としてスタッドレスタイヤを装着している車両は1台のみで、スタッドレスタイヤを装着していない車両には必要に応じてタイヤチェーンを用意しているとのことである。

しかし、緊急対応や災害時に備えるにはタイヤチェーンでなく予めスタッドレスタイヤを装着しておく方がより機動的な運用ができるので、冬季におけるスタッドレスタイヤの装着台数が十分であるのか検討されたい。

また、緊急脱出用のガラス割りハンマーやシートベルトカッター等を社内に装備することは、事故や災害で車内に閉じ込められた時に使用することが有効であるので、将来的な装備として検討されたい。

6 むすび

公用車は、市が保有する財産であると共に、様々な市民サービスを行う上で欠かすことのできない移動・運搬手段のひとつであり、緊急対応や災害時に備え、一定台数の車両が業務上必要である。

そのためには、常時安全に使用できるように維持管理を行う必要があり、その使用に当たっては、安全運転に関する意識や環境への配慮を十分に認識することが重要である。さらに、交通事故等の発生や法令違反・マナー違反の運転行為は、市民の安全や社会的信頼を損なうことにもなりかねない。

また、公用車の運転には二酸化炭素の排出による環境負荷を伴うという側面もあり、環境性能に優れたハイブリッド自動車等の導入についても、関係部署と情報共有し、連携を図りながら積極的に進められたい。

今後とも、適切な維持管理及び安全運転・エコドライブに関する意識啓発を心掛け、市民が市の行政サービスを身近に感じる安全・安心な市民生活の維持・向上に資することを期待する。

<資料>

I．監査対象公用車一覧

II．印西市庁用車管理規則

I. 監査対象公用車一覧

(令和5年7月31日現在)

No.	管理課	種別・用途	初年度登録 年月日	燃料種別	低公害車	ドライブレコーダー	総走行距離	備考
1	総務部DX推進課	軽乗用	H27.10.6	ガソリン		○	41,713km	
2	総務部DX推進課	軽乗用	H25.1.25	ガソリン		○	70,928km	
3	総務部DX推進課	軽乗用	H21.8.25	ガソリン		○	96,275km	
4	総務部DX推進課	軽乗用	H21.11.16	ガソリン		○	111,594km	
5	総務部DX推進課	軽乗用	H21.11.16	ガソリン		○	109,109km	
6	総務部DX推進課	軽乗用	H21.11.16	ガソリン		○	99,781km	
7	総務部DX推進課	軽乗用	R4.11.15	ガソリン	ハイブリッド車	○	3,987km	
8	総務部DX推進課	軽乗用	R4.11.15	ガソリン	ハイブリッド車	○	4,052km	
9	総務部DX推進課	軽乗用	H17.7.14	ガソリン		○	58,189km	
10	総務部DX推進課	軽乗用	H27.2.10	ガソリン		○	46,228km	
11	総務部DX推進課	軽乗用	H28.1.20	ガソリン		○	51,343km	
12	総務部DX推進課	小型乗用	H25.7.31	ガソリン	ハイブリッド車	○	87,730km	
13	総務部DX推進課	小型乗用	H30.9.25	ガソリン		○	27,123km	
14	総務部DX推進課	小型乗用	H21.11.20	ガソリン	ハイブリッド車	○	80,139km	
15	総務部DX推進課	普通乗用	H22.4.23	ガソリン	ハイブリッド車	○	98,049km	
16	総務部DX推進課	小型乗用	H21.11.20	ガソリン	ハイブリッド車	○	101,778km	
17	総務部DX推進課	小型乗用	H30.9.25	ガソリン		○	26,089km	
18	総務部DX推進課	普通乗用	H24.8.20	ガソリン	ハイブリッド車	○	122,773km	
19	総務部DX推進課	小型乗用	H25.7.31	ガソリン	ハイブリッド車	○	85,765km	
20	総務部DX推進課	普通乗用	H22.4.23	ガソリン	ハイブリッド車	○	70,244km	
21	総務部DX推進課	小型乗用	H21.8.24	ガソリン		○	77,133km	
22	総務部DX推進課	小型乗用	H26.10.20	ガソリン		○	104,515km	
23	総務部DX推進課	小型貨物	H19.8.27	ガソリン		○	112,112km	
24	総務部DX推進課	小型乗用	H30.10.17	ガソリン		○	29,213km	
25	総務部DX推進課	小型乗用	H26.10.20	ガソリン		○	55,855km	

No.	管理課	種別・用途	初年度登録 年月日	燃料種別	低公害車	ドライブ レコーダー	総走行距離	備考
26	総務部D X推進課	小型乗用	H27. 9. 28	ガソリン		○	50, 296km	
27	総務部D X推進課	小型乗用	H26. 2. 18	ガソリン		○	60, 387km	
28	総務部D X推進課	小型乗用	H25. 8. 1	ガソリン		○	66, 786km	
29	総務部D X推進課	小型乗用	H26. 10. 20	ガソリン		○	50, 716km	
30	総務部D X推進課	小型貨物	H20. 1. 22	ガソリン		○	124, 523km	
31	総務部D X推進課	小型貨物	H29. 9. 20	ガソリン		○	25, 864km	
32	総務部D X推進課	小型乗用	H28. 9. 27	ガソリン		○	44, 081km	
33	総務部D X推進課	小型乗用	H28. 9. 27	ガソリン		○	49, 622km	
34	総務部D X推進課	小型貨物	H15. 10. 16	ガソリン		○	106, 060km	
35	総務部D X推進課	小型乗用	R3. 11. 25	ガソリン	ハイブリッド車	○	9, 948km	
36	総務部D X推進課	小型貨物	H27. 9. 28	軽油		○	33, 243km	
37	総務部D X推進課	小型乗用	H27. 9. 28	ガソリン		○	43, 464km	
38	総務部D X推進課	小型乗用	H27. 9. 28	ガソリン		○	51, 324km	
39	総務部D X推進課	小型貨物	H29. 9. 20	ガソリン		○	12, 847km	
40	総務部D X推進課	小型貨物	H26. 11. 25	ガソリン		○	33, 385km	
41	総務部D X推進課	小型貨物	H20. 6. 24	ガソリン		○	101, 594km	
42	総務部D X推進課	普通貨物	H15. 10. 7	軽油		○	85, 303km	
43	総務部D X推進課	小型貨物	H17. 7. 24	ガソリン		○	52, 235km	
44	総務部D X推進課	軽貨物	H28. 9. 20	ガソリン		○	33, 380km	

Ⅱ．印西市庁用車管理規則

○印西市庁用車管理規則

平成 5 年12月 1 日規則第30号

改正

平成 8 年 3 月29日規則第23号

平成16年 7 月 8 日規則第31号

平成19年 2 月16日規則第 7 号

令和 3 年 1 月29日規則第 6 号

印西市庁用車管理規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めのある場合を除くほか、庁用車を適正に管理し、もって安全かつ効率的な運行を図るために、必要な事項を定める。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 庁用車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第9号の自動車及び同項第10号の原動機付自転車であつて、市の所有又は管理に属するものをいう。

(2) 共用車 庁用車のうち管財担当課が管理し、共同使用を目的とするものをいう。

(3) 専用車 庁用車のうち管財担当課以外の課が管理し、専用使用を目的とするものをいう。

(4) 安全運転管理者 法第74条の3第1項の規定により選任された職員をいう。

(5) 副安全運転管理者 法第74条の3第4項の規定により選任された職員をいう。

(6) 整備管理者 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第50条第1項の規定により選任された職員をいう。

(7) 運転者 法第85条又は第86条に規定する運転免許を有している者で、庁用車を直接使用するものをいう。

(8) 事故 法又は車両法に違反して処分を受けた場合、庁用車の運行に関して人の死傷若しくは物の損壊があつた場合又は庁用車について盗難、亡失若しくは損傷があつた場合をいう。

(9) 公務 地方公務員の職務をいう。

(総括管理者)

第 3 条 庁用車の総括管理を行うため、総括管理者を置く。

2 総括管理者は、管財担当部長の職にある者が当たる。

(運行管理者)

第4条 庁用車の円滑な運行管理を図るため、庁用車の運行管理者（以下「運行管理者」という。）を置く。

2 運行管理者は、共用車にあつては管財担当課長、専用車にあつてはその管理を行う課等の長が当たる。

3 運行管理者は、次の職務を行うものとする。

(1) 庁用車の使用の承認に関すること。

(2) 運転者の服務及び研修に関すること。

(3) 事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(庁用車の使用申請)

第5条 共用車を使用しようとする者は、原則として使用する日の前日までに管財担当課長の承認を受けなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

2 前項の承認の申請は、共用車予約システムにより行うものとする。

3 専用車は、その管理を行う課等の長の承認を受けて使用するものとする。

(安全運転管理者の職務)

第6条 安全運転管理者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の10の規定により、その職務を行うものとする。

(副安全運転管理者の職務)

第7条 副安全運転管理者は、安全運転管理者を補佐する。

(整備管理者の職務)

第8条 整備管理者は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第32条の規定により、その職務を行うものとする。

(運転者の遵守義務)

第9条 運転者は、次の事項を遵守し、職務を遂行するものとする。

(1) 法令を遵守し、安全な運転を行うこと。

(2) 運行を開始する際は、運行前点検表（別記第1号様式）に記入すること。

(3) 運行の状況を運転日誌（別記第2号様式）に記入すること。

(4) 庁用車の清掃に努め、運行終了後は点検及び手入れをして、所定の場所に保管すること。

(事故の報告)

第10条 運転者は、事故が発生した場合は、法に規定する措置及び必要とされる適宜な措置を講ずるとともに、直ちに所属長に連絡し、その指示を受けなければならない。

2 所属長は、前項の規定により運転者から事故の連絡を受けた場合は、運行管理者及び総括管理者と協議しなければならない。

- 3 運転者は、事故発生後、速やかに交通事故等報告書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用の制限）

第11条 庁用車の使用は、運行管理者が公務上必要があると認めた場合に限るものとする。

- 2 前項の場合のほか、運行管理者は次の各号に掲げる場合について使用を認めることができる。

（1）町内会、自治会及び町会が、公共施設の清掃を行う場合

（2）交通指導員又は防犯組合が公共のために広報活動又はパトロールを行う場合

（3）小中学校の教職員が児童生徒の教育上必要とする場合

（4）その他前各号に準じて、市長が特に必要と認めた場合

（運転月報）

第12条 総括管理者は、運行管理者に運転月報（別記第4号様式）を整備させ、当該月分を翌月の10日までに報告させなければならない。

（検査）

第13条 市長は、庁用車の管理の適正を期するため、運行管理者の管理する庁用車及びその事務について必要により検査を行うものとする。

（任意保険）

第14条 庁用車の任意保険に関する事務は、管財担当課において処理する。

- 2 新たに庁用車を取得した場合は、運行管理者は、直ちにその旨を総括管理者に報告し、任意保険の加入済の通知があるまで当該庁用車を使用してはならない。

（雑則）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第23号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月8日規則第31号）

この規則は、平成16年7月15日から施行する。

附 則（平成19年2月16日規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月29日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。